

基本指針及び予防計画の見直し等について



令和5年3月13日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

1) 基本指針及び予防計画を見直す経緯

(これまでの経緯)

- 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、昨年12月に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画について、①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、②感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を定めることとし、③保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定することとされた。(令和6年4月1日施行)
- また、都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととされた。
- 都道府県は予防計画を策定するにあたっては、国が定める基本指針に即して作成することとされており、国が定める基本指針についても、昨年12月に成立した改正感染症法の内容を踏まえて、記載事項を充実させることとされた。
- 2月17日の感染症部会において、基本指針及び予防計画を設定するにあたって検討が必要な事項と検討の進め方について、ご報告させていただいた。数値目標を設定する事項のうち医療については、医療計画との整合性を図りつつ医療全体への影響を勘案して数値目標を設定することが必要であることから第8次医療計画検討会において検討を行っていること、また、地方衛生研究所における検査及び保健所の体制に関する部分については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正に伴う議論と整合性を図る観点から地域保健健康増進栄養部会で議論することとしたいことをご説明した。

今般、数値目標を設定する事項のうち医療について、第8次医療計画検討会において、とりまとめに向けた議論を行っており、その内容も踏まえ、本部会において「基本指針及び予防計画を設定するにあたって検討が必要な事項」についてご検討いただきたい。

2) 基本指針及び予防計画を設定するにあたって検討が必要な事項と検討の進め方

(検討が必要な事項)

都道府県及び保健所設置市区が策定する予防計画において、感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保について数値目標を設定することとされたことから、以下の事項について検討が必要。

- ① 予防計画の実効性を担保するために定めることとされた数値目標について、どの事項について数値目標を設定する必要があるか。
- ② 数値目標について、具体的にどのような考えで都道府県等に設定してもらうか

(第8次医療計画検討会における検討経過)

医療提供体制に係る数値目標については、第8次医療計画検討会でとりまとめの議論を行っており、直近は3月9日に開催。(詳細は参考資料1のとおり)

「検討が必要な事項」について、特に以下の点を中心に、ご意見をお伺いしたい。

- ① 医療提供体制以外に設定する数値目標について。
- ② 医療提供体制に係る数値目標と整合性を図る、他の数値目標の設定にあたっての考え方について。

予防計画の数値目標の事項について

予防計画における数値目標について

- 数値目標を設定する事項については、昨年9月5日に開催した感染症部会において、医療提供体制・検査・宿泊施設・物資の確保について設定する案をお示ししている。

類型	数値目標事項案
医療	病床、発熱外来、自宅療養者等に対する医療の提供、後方支援、人材派遣
検査	検査の確保
宿泊施設	宿泊施設の確保
物資の確保	個人防護具の備蓄

- 2月17日に開催した感染症部会において、数値目標の検討の進め方についてご説明した際に、人員や業務量にも着目し、数値目標を設定することも重要である旨のご意見をいただいている。

- 医療に係る数値目標については、3月9日に行われた第8次医療計画検討会のとりまとめの議論において、都道府県は下記の数値目標について設定することとされている。

数値目標を設定する事項	数値目標
医療提供体制	病床数、発熱外来機関数、自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数（医療機関数、薬局数、訪問看護事業所数）、後方支援を行う医療機関数、他の医療機関に派遣可能な医療人材数（医師数、看護師数）

数値目標を設定する事項等について（案）

- 数値目標を設定する事項については、前回いただいた意見を踏まえ、医療・検査・宿泊・物資以外の事項として、
 - ① 次の感染症対応を担う人材の養成等を目的として、**人材の養成及び資質の向上**
 - ② 感染症対応の中心を担う保健所等が流行初期から早期に体制を整備できるよう、**保健所の体制整備**を設定することとしてはどうか。

- また、昨年9月5日に行われた感染症部会で提示した案も踏まえ、医療提供体制以外の数値目標を設定する事項ごとに、都道府県及び保健所設置市が設定する**数値目標案を下記のとおりお示しするので、ご意見をいただきたい。**

（都道府県等が定める数値目標（案））

数値目標を設定する事項	数値目標
検査体制（○）	検査能力、地方衛生研究所における検査機器の確保数
宿泊療養体制	宿泊施設における確保居室数
物資の確保（○）	個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関等数
人材の養成及び資質の向上 （○）	医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数
保健所の体制整備（○）	最大業務量を見込んだ人員確保数

○：保健所設置市が数値目標を定める事項（宿泊療養体制は任意）

※ 数値目標を設定する事項の順番は、法律に定める記載の順番を原則としつつ、都道府県等に示す際にはわかりやすさの観点から前後させることも考えられる

予防計画の数値目標の考え方について

数値目標設定の考え方の前提について

- 第8次医療計画検討会において、以下の意見等の取りまとめの議論が行われたところ。
 - ・ 対応する感染症については、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする
 - ・ 感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、一定の想定を置くこととするが、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む
 - ・ 国内での感染発生早期（感染症発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表（※）前まで）の段階は、現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。その際、当該感染症指定医療機関は、発生した感染症についての知見の収集及び分析を行う。
 - ※ 感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表（当該感染症に位置付ける旨の公表）。
 - ・ 発生の公表後の流行初期（3ヶ月を基本とする）は、現行の感染症指定医療機関を含め、流行初期確保付き協定締結医療機関を中心に対応していく
 - ・ 流行初期以降は、これらに加え、その他の協定締結医療機関のうちの公的医療機関等も中心となった対応とし、その後3箇月程度（発生の公表後6箇月程度）を目途に、順次速やかに全ての協定締結医療機関で対応していく。
- 検査能力や宿泊施設の居室数についても、医療提供体制の状況と整合性を図りつつ、数値目標を設定することが重要である。
- その上で、流行初期について、
 - ・ 検査能力の確保は、検査方法の確立等に一定の時間を要するため、国などの公的機関によるPCRを基本とした検査体制が中心となることが想定されること。
 - ・ 宿泊療養施設の居室数の確保は、病原性の明らかではない感染症に対して、流行初期は入院医療を中心とした体制となることが考えられる、一方、国内の一般の宿泊需要に大きく左右され、宿泊客の入れ替えや受け入れの準備等に、一定の時間を要すること。
 - また、流行初期以降については、
 - ・ 検査能力の確保は、今後新型コロナウイルスの検査需要が縮小した後、検査業務に参入した民間検査機関等が、今後も事業を継続等しているかが不透明であるといった特性があることに留意が必要。

数値目標の考え方について（案）

（医療提供体制について）

第8次医療計画検討会の議論を踏まえた次の数値目標の基本的な考え方について、ご意見をお伺いしたい。

- 医療提供体制について、**①流行初期に速やかに立ち上げる数値目標**を設定する。
医療提供体制については、症状を有する者の対応の基盤となり、また、流行初期医療確保措置（※）の対象期間は3ヶ月を基本することから、発生の公表後、基本的に、**1週間以内**を目途に立ち上げる。
国は、発生の公表前においても、都道府県と医療機関との間の調整や準備に資するよう、感染症指定医療機関の実際の対応に基づいた対応方法も含め、国内外の最新の知見について、随時都道府県及び医療機関等に周知を行う。
- ※ 協定に基づく対応により経営の自律性を制限して、流行初期に感染症医療を行う協定締結医療機関に対して、感染症医療を行った月の診療報酬収入が、流行前の同月のそれを下回った場合に、その差額を支払う措置
- また、感染症の感染状況は変動することから、**流行初期の対応だけではなく**、今般の新型コロナ対応で確保した最大の体制を念頭に、**②流行初期以降の対応についても数値目標**を設定する。
その際、流行初期経過直後の**3ヶ月後時点で**、①で対応する医療機関に加え、その他の公的医療機関等も中心とした体制を立ち上げ、その後**3箇月程度（発生の公表後6箇月程度）**を目途に、順次速やかに目標数の病床や発熱外来機関等を立ち上げることを目指す。
- なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。「事前の想定とは大きく異なる事態」の判断については、新型コロナへの対応（株の変異等の都度、政府方針を提示）を参考に、国として、国内外の最新の知見や、現場の状況を把握しながら、適切に判断していく。

（検査体制・宿泊療養体制について）

- 検査体制及び宿泊療養体制については、医療提供体制の状況と整合性を図りつつ、前述の特性を踏まえた上で、数値目標を設定する。
- 検査体制及び宿泊療養体制について、医療提供体制と同様に、流行初期と流行初期以降に分けて設定するにあたり、検査体制及び宿泊療養体制の特性を踏まえた上で、**数値目標を設定する時点（立ち上がりの時期）**について、**どのように考えるかご意見をお伺いしたい。**

基本指針の改正について



基本指針の改正について

○ 今般の感染症法の改正に基づき、国が定める基本指針について、以下の通り改正を行う予定（詳細は参考資料2を参照）。公布は令和5年の早い時期を予定しており、3月中にパブリックコメントを実施予定。**基本指針で追加する事項に係る内容についてご意見があればお伺いしたい。**

- (1) 今般の感染症法改正により規定された事項について、新たに指針に追加する。
- (2) 前回の実質的な指針改正から現在（令和5年2月末時点）に至るまでの状況の変化を踏まえた文言の修正を行う。

新	旧
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	一 感染症の予防の推進の基本的な方向
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	五 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	七 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	六 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
十 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
十一 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
十二 第四十四条の五第一項（第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第五十一条の四第一項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第五十一条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	(新設)
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項	十 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	十一 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	十二 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

(参考) 都道府県及び保健所設置市等が予防計画において定める事項

新	旧
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

※保健所設置市等については、第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する。（第二号及び第七号に掲げる事項並びに感染症に関する知識の普及に関する事項は定めるように努める。）